

第三十四回国会 参議院文教委員会会議録第五号

昭和三十五年三月十五日(火曜日)午前
十時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 清澤 俊英君
理事 北島 教真君
近藤 鶴代君
吉江 勝保君
加瀬 完君

委員

安部 清美君
小幡 治和君
小幡 亨弘君
迫水 久常君
杉浦 武雄君
野本 品吉君
岡 三郎君
豊瀬 禎一君
常岡 一郎君
岩岡 正男君

國務大臣

松田竹千代君

政府委員

外務省情報 近藤 晋一君
文化局長 宮澤 喜一君
文部政務次官 天城 照君
文部大臣官房長 安嶋 彌君
文部大臣官 房会計課長 内藤馨三郎君
文部省初等中 等教育局長 小林 行雄君
文部省大学 学術局長 工塚 英司君

事務局側

常任委員 工塚 英司君
会専門員

説明員

外務省情報文化 猪名川治郎君
局対外啓発課長 日本ユネスコ
国内委員 武藤 義雄君
会事務総長

本日の会議に付した案件

○盲学校、聾学校及び養護学校への就
学奨励に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣送付、予備審査)
○国立学校設置法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○高等学校の定時制教育及び通信教育
振興法の一部を改正する法律案(内
閣送付、予備審査)
○教育、文化及び学術に関する調査
(教科書に関する件)

○委員長(清澤俊英君) ただいまから
文教委員会を開会いたします。
この機会に一言ごあいさつを申し上
げたいと思いますが、まず、私が病氣
のため非常におくれました、文教委員
会を今日まで延ばしましたことは、ま
ことに申しわけないと考えておりま
す。なお、こういふような事情で休ん
でおりましたために、ごあいさつの機会
を失っていましたことをあわせておわ
びを申し上げておきます。

私は、このたび院議によりまして、
はからずも本委員会の委員長の席を汚
すことになりましたが、御承知の通り、
文教行政にははなはだ不案内でありま
して、はたして大過なくこの大任を果
たしていけるかどうかということは、
内心じくじたるものがあるのであり

ます。どうか一つ、理事の皆さん並び
に委員各位の格別の御協力と御鞭撻を
いただきまして、何とかこの重責を果
たして参りたいと、かように考えてお
りますから、今後とも何分よろしく
お願い申し上げます。

○委員長(清澤俊英君) まず、委員長
及び理事打合会の経過につきまして御
報告申し上げます。
三月十日及び本日の理事会におきま
して協議いたしました結果、本日はま
ず、現在、当委員会に予備付託になっ
ております三法案につきまして、政府
当局より趣旨説明を聴取し、次いで教
科書問題について調査をいたし、午後
は主として昭和三十五年度文教関係予
算の残余の質疑を続ける、かように決
定いたしました。

以上、報告いたしましたように審議
を進めて参りたいと思いますが、御異
議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと
認めます。さように取り計らいます。

○委員長(清澤俊英君) それでは、盲
学校、聾学校及び養護学校への就学奨
励に関する法律の一部を改正する法律
案、国立学校設置法の一部を改正する
法律案及び高等学校の定時制教育及び
通信教育振興法の一部を改正する法
律案、以上三法案を便宜一括して議題
とし、それぞれ趣旨説明を聴取いたし
ます。

○國務大臣(松田竹千代君) 今回、政

府から提出いたしました盲学校、聾学
校及び養護学校への就学奨励に関する
法律の一部を改正する法律案につきま
して、その提案の理由及び内容の概略
を御説明申し上げます。
御承知のように、昭和三十四年度か
ら、経済的理由によつて就学が困難
な小・中学校の児童生徒のために、国
及び地方公共団体から修学旅行費が支
給されることになりましたが、盲学
校、聾学校または養護学校におきまし
ても、さらに就学の普及奨励をはかる
ため、これらの学校の小学部及び中学
部の児童生徒に対しても、新たに
修学旅行費を、就学奨励費の対象に加
えることとしたのであります。

次に、これらの学校の高等部の生徒
につきましては、学校に付設する寄宿
舎において生活する者の数が少なく
ない現状であり、これらの生徒に対して
寄宿舎居住に伴う必要経費を支給する
ことは、就学奨励の上から見て大きな
意義がありますので、今回これを、小
学部及び中学部の児童生徒の場合と同
様に、就学奨励費の対象に加えること
とした次第であります。

以上、この法律案を提出いたしまし
た理由及びその内容の概略を申し上げ
ました。何とぞ十分御審議の上、すみ
やかに御賛成下さるようお願い申し上
げます。

次に、引き続き、国立学校設置法
の一部を改正する法律案の提案理由を
御説明申し上げます。
このたび政府から提出いたしました

国立学校設置法の一部を改正する法律
案につきまして、その提案理由及び内
容の概要を御説明申し上げます。
この法律案は、昭和三十五年度にお
ける国立大学の学部及び国立短期大学
の新設並びに国立大学に包括される旧
制の大学の廃止等について規定したも
のであります。

まず、国立大学の学部の新設につき
ましては、京都大学に薬学部を、岡山
大学に工学部をそれぞれ設置すること
とし、大学における薬学教育及び工業
技術教育につきまして一そらの充実を
はかるうとするものであります。

第二に、国立短期大学のの新設につ
きましては、中堅技術者の養成をはかる
ために北見工業短期大学を設置するこ
とをいたしましたこと、勤労青年の
進学の希望にこたえるために、夜間
において授業を行なう室蘭工業大学短期
大学部及び香川大学商業短期大学部を
それぞれ室蘭工業大学及び香川大学に
併設することとしたものであります。

第三は、国立大学に包括されて経過
的に存続しておりました若干の旧制の
医科大学の廃止に伴い、これに関する
規定を整理するとともに、国立学校に
おける授業料その他の費用の免除及び
徴収の猶予につきまして規定を整備す
ることとしたものであります。
以上がこの法律案の提案理由及び内
容の概要であります。何とぞ十分御審
議の上、御賛成下さるようお願い申し
上げます。

次に、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

このたび政府から提出いたしました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概略について御説明申し上げます。

高等学校の定時制教育及び通信教育は、働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障する目的をもって戦後制度化されたものでありまして、勤労青年の基礎学力や職業技術その他の資質の向上に重大な役割を果たすものとして、都市、農村を問わず各方面から広く支持されてきたものであります。その後、各般の困難にもかかわらず、関係者の非常な努力によりまして、発足十周年を経過しました今日、よりやくその基礎が固まってきたものであります。政府といたしまして、これら教育の振興につきましては特に意を用い、施設、設備の整備等についてできる限りの努力をいたしてきてきたのであります。この際、一そりの充実強化をはかるためには、施設、設備の整備を一段と強化するとともにその教育に直接従事する校長及び教員の待遇につき特別な措置を講じて、優秀な人材を確保することが特に必要であると信ずるのであります。

御承知のように、定時制教育には、夜間に授業を行なうものと昼間に授業を行なうものがありますが、夜間に授業を行なうものにおきましては、夜間勤務に伴う過労や病氣など健康上の障害のほか家庭生活上の不便も多いのであります。また、昼間に授業を行なうものにおきまして、学校は辺地など

における地域の中心的施設としての特徴と使命を有し、単に校内指導にとどまることなく、家庭実習、現場実習などの校外指導にも重点を置かなければならず、勤務量の負担がきわめて大きい実情であります。

また、通信教育は、通信手段という新しい方法を用いて教育する特色のある制度であります。その教育には、添削指導、日曜日などの休業日における巡回指導、辺地などの遠隔地における巡回指導もあわせ行なう必要があるのであります。さらに、定時制教育、通信教育を通じて、勤労と学習を同時に遂行する生徒を対象とするため、生徒の学習や生活の指導には種々の困難を伴う現状であります。

以上申し述べました実情にかんがみ、これらの教育に携わる校長及び教員に対し、その労に報いて専心その職務に精励できるようにするとともに、優秀な人材をこの方面に誘致し、確保し、もって定時制教育及び通信教育を振興するため、このたび定時制通信教育手当を支給する措置を講じようとするものであります。

次に、この手当の支給に要する経費について、当該地方公共団体に対し国庫補助をすることができるといたしました。一部の都道府県におきましては、従来、これに相当する手当を支給しているところもありませんが、その額並びに範囲につきましては、はなはだ不十分のきらいがあります。この際、この手当について国庫補助の規定を設けることといたしましたのは、わが国全体としての定時制教育及び通信教育の振興を期するために、すべての都道

府県において必要な額の定時制通信教育手当を支給できるようにするためであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(清澤俊英君) 次に、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対し、内藤初中等教育局長より補足説明を聴取いたします。

○政府委員(内藤三郎君) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案の提案理由について、ただいま文部大臣から説明がありました。私が、私から補足して御説明申し上げます。

最初に高等学校の定時制教育及び通信教育の現状について申し上げます。昭和三十四年におきまして、定時制の課程を置いております高等学校は、分校を含めまして全国で約三千校に及んでおり、約五十四万人の生徒がこの課程で学んでおります。通信教育を行なっております高等学校は七十校で、約六万人の生徒がこれによる教育を受けております。この法律案は、国立及び公立の高等学校において、これらの教育に従事する約二万四千人の校長、教員に対し定時制通信教育手当を支給しようとするものであります。

まず、第五条は国立の高等学校の校長及び教員に支給します定時制通信教育手当に関する規定であります。支給範囲を、定時制の課程を置く高等学校または通信教育を行なっている高等学校の校長と、これらの学校において本務として定時制教育または通信教育

に従事している教員といたしております。この法律案において教員と申しますのは、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び常勤の講師と、政令による一定の範囲の実習助手とを考慮しております。

支給率は七割といたしております。現在、校長にはいわゆる管理職手当を支給しており、また教頭及び主事につきましても来年度からそれを支給することといたしておりますので、これらの管理職手当を受けます者については、給与の均衡をも考慮しつつ、職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて併給することとし、その支給率は管理職手当と合わせて、一〇%または一二%になるよう文部省令で定める予定にいたしております。

第六条は、この国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当を基準として、公立の高等学校の校長及び教員に対し定時制通信教育手当を支給すべき旨の規定でありまして、支給範囲、支給率及び支給方法等につき国のそれを基準とする旨を規定するものであります。

第七条は、都道府県及び市等が公立高等学校の校長及び教員にこの手当を支給いたします経費について、三分の一の国庫補助を行なうための規定であります。ただし、補助の対象となりませんのは、実支出額ではありませんので、国の支給率と同率のもので限度をいたしております。このための経費といたしまして、昭和三十五年予算案においては約一億七千万円を計上しております。

次に附則であります。第一項でこの法律の施行期日を昭和三十五年四月

一日からといたしております。

附則第二項は、道府県の一部において、従来からこれらの校長及び教員の勤務の特殊性困難性に着目し、特殊勤務手当その他の名称により一定率または一定額の手当を支給しているものがあるものであります。名称のいかんを問わず、定時制通信教育手当に相当いたしますような手当を受けております者について、この手当の月額が従来の手当の月額よりも低額とならないよう、従来額につき保障するための規定であります。

以上がこの法律案の内容の要点であります。何とぞ、十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(清澤俊英君) 本三案に対しまして質疑は後日に譲ります。

○委員(野本吉吉君) これより教科書に関する件を議題といたします。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○野本吉吉君 私は児童生徒の学習努力、それから教師の指導努力の大部分が集中されます教科書の問題は、教育上きわめて重要な問題であると考えまして、教科書をめぐります若干の問題について質問いたしたいと思います。

まず第一の問題であります。教科書に求められる一番大事な要件は、これは教科書に記載されておる事実が正確であるということ、それからして正確であるということだろふと思うのであります。そこで、記載事実の正確を期するという点から考えまして若干の問題があらうので、最初にその問題についてお伺いいたしておきたいと思

います。ここに材料を持ってきており

届かないような点がございまして、と申しますと、やはり現場の教育に相当しているかどうか、こういう点になりますと、現場の先生方の意見も聞く必要があらうと思ひますし、また非常に高度な学術の問題になりますと、調査官の能力をこえる場合もあり得ると思ひます。こういうような特殊の専門の事項にわたるものにつきましては、大学の先生方その方の専門な方を調査員に委嘱する、こういうふうにして調査員が約五百名程度外部から委嘱しておるのであります。ですから現在の制度では、専門の調査官が常時検定に当たるといふ建前と、さらに現場の先生あるいは学術上の専門家の意見を十分徴する、こういう点で調査員の両方の機能を合わせまして、十分調査を敢重にいたし、その上でさらに検定審議会がございまして、約八十人ほどの方々がそれぞれ教科別に分属されておるわけでありまして、各専門の部会において慎重に審議されておりますので、現在のところ私どもでは、今お話のよくな御指摘の点については心配はないのではなからうかと考えておるのでございまして。

○野本品吉君 それと関連してのことでありまして、教科書の配給と申しますか、頒布その他につきまして慎重を期するために教科書センターとお作りになった。教科書センターというのは教科書の採択関係のことだけで、今言ったような教科書の内容について研究をするというようなことはないのでございまして。

○政府委員(内藤馨三郎君) センターの機能は別に法律的根拠がないわけでありまして、これも先ほど申しました

教科書法案の中に明記されておったものですけれども、法案が流れましたので、予算上の措置として行なつておるわけでありまして、全国に六百余所ほどのセンターがございまして、そのほか臨時分館が、千数百カ所もあるわけでございます。この機能は展示をするのと同時に、センターではできるだけ教科書の研究をしていただく、この二つの機能を持たしておるわけでございます。十分教科書の内容を比較検討いたしましたして、できるだけ公正な採択ができるように、よい教科書が採択されるように、こういう面で研究の面も強化しているわけでございますが、何分にも予算が不十分でございますので、できるだけ私どもはこの教科書センターにおける研究事業を強化して参りたいと考えております。

○野本品吉君 今の教科書センターが、単に教科書の採択上の機関だけになしに、私としてはできることなら、やっぱり教科書センターというものは教科書の内容についての研究の方向へも移行していくべきじゃないか、こう考えるんです。これはどうですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) まことにごもっともでございます。できるだけ研究の面を今強化しつつあります。関連いたしますが、教師用指導書の問題であります。教師用指導書は教師が教科書を取り扱う上におきまして、相当大事な役割を果たしている。従つて指導書の書き方のいかによりましたは、教科書の真精神といふものが伝えられなかつたり、ゆがめられたりする場合は予想されるわけですから、ところが、指導書については何らその適否

を見る場所、機関がないわけですね、放置されている。そこで私は、指導書まで検定制度にしようとか何とかいうことは申しませんが、やはり指導書の持つ重要性から考えまして、指導書についても意見を申し入れられるというような立場を文部省でおとりになる必要があらうかと思ひます。その点については、どういふお考えですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) これもまたごもっともでございます。実は教科書は検定いたしましたしても、指導書を見ますと必ずしも教科書の検定した趣旨に沿わない面があり得ると思ひます。こういう点、私どもかねがね心配いたしておりました。実は昭和三十六年度に新たに使う教科書につきましては、教師用の指導書につきましては、文部省にお届けいただきたい。で、その場合に検定した教科書の趣旨と違つたような方向にあるものにつきましては、会社側に十分御注意を申し上げ、訂正をしていただくように、これは会社側と今懇談をしておるところでありますので、そういう趣旨で指導して参りたいと思ひます。

○野本品吉君 教科書の内容の問題につきましては、いろいろ意見もありませんが、私はいつこの際お伺ひしたいことがあるんです。今度新しく文部省の指導要領といふものが改訂され、その改訂された指導要領に基づいて教科書が編さんされておる。そこで私は汽車の中で見たんですから事実かどうかはわかりませんが、国史の教科書、歴史の教科書について一部の学者から史観、歴史観の問題ですね、それについて異論が出て、それを文部省に申し入れ

た。こういうことを新聞で見たんです、それは事実でございますか。

○政府委員(内藤馨三郎君) 事実でございます。

○野本品吉君 それはどういふ点についての異論なんですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) この学問の自由を尊重しようということが第一にございまして、それから教科書の検定に当たつては誤記、誤植、誤謬等について訂正することはもとより大事であるけれども、同時に著者の歴史観を尊重するようにと、こういう申し入れがございまして。

○野本品吉君 その著者の歴史観を尊重するといふことは、これは当然ある程度考えられなければならない問題ですが、そのことについて内藤局長の意見も新聞で散見したわけですね。その辺についての話し合ひといふんですか、訂正といふんですかね、そういうようなことについてはどんなお見通しなんですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) 実は私のところへおいでになつたときは抽象的なお話でございまして、内容の個々にわたつた御意見はなかつたわけでございます。で、私どもの基本的な考えとして、私どもも学者の大いに研究された成果を発表されることは御自由だし、また学者の学問の自由に干渉しようとは毛頭思つておりません。ただ、教科書といふものは、これは子供の教育の重要な資料でございますので、しかも、心身の発達段階に依つて子供たちに理解できる範囲を教えていかなければならぬと思ひます。ですから、決して私どもは歴史の真実を曲げるようなことを教えることは、これは困りますけ

れども、その出し方については、小学校の中であまりむずかしいことを教えられても困るし、また学界の定説になつていないような意見をまる出しにされても困る。ですから、十分内容に客観性がなければならぬし、また子供たちの心身の発達段階に依つて適切に材料が配当されなければならぬと思ひます。私どもは、学者の歴史観は尊重しなければならぬけれども、教科書といふ一定のワクの中においては、そこにおのずから制約があるのだ、こういうことを申し上げたわけでございます。

○野本品吉君 歴史をどういふ角度から見るか、いわゆる史観の問題といふものは昔からいふん論議されたことであり、またいろいろな史観があると思ひます。

そこで問題は、やはり私は純粋な歴史家の学問的な立場、これは尊重されなければなりませんけれども、教科書であるといふこの特殊な立場というものは、これはやはり尊重されなければならぬ、これはやはり尊重されなければならぬ、こういうふうにか考へる。従つて、今後は私は、文部省の検定の問題をめぐりましてそういう問題がいろいろな方面から起こつてくるであらうといふことを思ひまして、きわめて重大な問題である歴史をどういふ角度からとらえ、どういふ角度から見るとか。これは、昔から史観の問題は議論のあるところでありまして、十分御検討の上善処されることを希望いたします。この点については終ります。

次に、教科書の採択の問題であります。現在教科書の発行をいたしております図書会社といふんですか、書店、それは幾つくらいございまして、

れども、その出し方については、小学校の中であまりむずかしいことを教えられても困るし、また学界の定説になつていないような意見をまる出しにされても困る。ですから、十分内容に客観性がなければならぬし、また子供たちの心身の発達段階に依つて適切に材料が配当されなければならぬと思ひます。私どもは、学者の歴史観は尊重しなければならぬけれども、教科書といふ一定のワクの中においては、そこにおのずから制約があるのだ、こういうことを申し上げたわけでございます。

○野本品吉君 歴史をどういふ角度から見るか、いわゆる史観の問題といふものは昔からいふん論議されたことであり、またいろいろな史観があると思ひます。

そこで問題は、やはり私は純粋な歴史家の学問的な立場、これは尊重されなければなりませんけれども、教科書であるといふこの特殊な立場というものは、これはやはり尊重されなければならぬ、これはやはり尊重されなければならぬ、こういうふうにか考へる。従つて、今後は私は、文部省の検定の問題をめぐりましてそういう問題がいろいろな方面から起こつてくるであらうといふことを思ひまして、きわめて重大な問題である歴史をどういふ角度からとらえ、どういふ角度から見るとか。これは、昔から史観の問題は議論のあるところでありまして、十分御検討の上善処されることを希望いたします。この点については終ります。

次に、教科書の採択の問題であります。現在教科書の発行をいたしております図書会社といふんですか、書店、それは幾つくらいございまして、

れども、その出し方については、小学校の中であまりむずかしいことを教えられても困るし、また学界の定説になつていないような意見をまる出しにされても困る。ですから、十分内容に客観性がなければならぬし、また子供たちの心身の発達段階に依つて適切に材料が配当されなければならぬと思ひます。私どもは、学者の歴史観は尊重しなければならぬけれども、教科書といふ一定のワクの中においては、そこにおのずから制約があるのだ、こういうことを申し上げたわけでございます。

○野本品吉君 歴史をどういふ角度から見るか、いわゆる史観の問題といふものは昔からいふん論議されたことであり、またいろいろな史観があると思ひます。

そこで問題は、やはり私は純粋な歴史家の学問的な立場、これは尊重されなければなりませんけれども、教科書であるといふこの特殊な立場というものは、これはやはり尊重されなければならぬ、これはやはり尊重されなければならぬ、こういうふうにか考へる。従つて、今後は私は、文部省の検定の問題をめぐりましてそういう問題がいろいろな方面から起こつてくるであらうといふことを思ひまして、きわめて重大な問題である歴史をどういふ角度からとらえ、どういふ角度から見るとか。これは、昔から史観の問題は議論のあるところでありまして、十分御検討の上善処されることを希望いたします。この点については終ります。

○政府委員(内藤三郎君) 私も正確には覚えておりませんが、全部小中高を合わせると八十社くらい、百社くらいのおれでございます。

○野本品吉君 その八十社、百社に近い多数の発行所から自由に教科書が発行されておる。そこで、これは今後のことでありますが、今後その数はふえていく見込みですか。どうでしょう、か、今までの経過から見ても。

○政府委員(内藤三郎君) 今度学習指導要領が改正になりました、全部今までの教科書は使えなくなつて、新しく、小学校は三十六年度、中学校は三十七年度、高等学校は三十八年度の予定でございますが、従来の教科書が一新されますので、この機会に教科書を出そうという意欲の会社が小学校の場合にも、そうたくさんではございませんけれども、出て参つたように記憶しております。中学校の場合にも、やはり新しい会社が出ておるように見受けられます。

○野本品吉君 そういふ多くの会社の中には、教科書の完全発行、完全配給といふ点から、そういう能力の点から見て、すべてが完全であるといふふうにお認めでございますか。

○政府委員(内藤三郎君) この点になりますと、私も実は疑念なきにしもあらずでございます。と申しますのは、やはり教科書の場合に、一定部数を確保いたしませんと採算がとれないという問題が起きてくるわけですね。そこで、非常に例外ではございませんけれども、採算部数が非常に少なかった、こういうような場合には、その会社が責務を果たし得ないという場合があり

得るといふことを申し上げたいと思つておる。

○野本品吉君 そこで、私は、この問題についてお伺いしたいのは、つまり、会社の能力、信用等について十分御検討願わなければならぬ。私も、これはどうかと思つたような幾つかの会社を知つておるわけですね。そこで、会社、発行所に対して、欠格事項といふ点か、欠格事項といふより、なものを設けて、安心できる会社を登録制でいくつたようなことも、私は一つの考え方じゃないかと思つた。そういうふうな点についてどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 御趣旨は大へんごもつともでございますけれども、これも、先般の教科書法案の中に盛り込まれておいた事項でございますが、現在の制度のもとにおいては、こういう制限を設けることは法律的には不可能な状況でございます。

○野本品吉君 次に伺いたいことは、これもまあ新聞記事で知つた範囲であり、その後確かめたところが、事実であるといふことを確認されたのでありますが、今度教科書が非常に変わつて、この教科書が変わるに際しまして、採算の問題について、かつて公取から注意されたようなことのないようにということ、文部省がいろいろと御心配になつておられることも知つておるわけですね。そこで、文部省の方から地方へ通達が出されておられる。この通達を讀みますと、採算の自由と公正とを阻害するようないふ何かの動きがあるといふように私には見るわけなんです。そういう事実はございませんか。

○政府委員(内藤三郎君) 教科書といふものは、生徒数がきまつておりま

すから、どうしても勢い各教科書の業者間の競争が激しくなるわけでございます。他の商品ですと、宣伝いたしますれば、それだけマーケットが広がるということがありますので、生徒数がきまつても、教科書の場合には、生徒数がきまつておらず、一方が強い宣伝をいたしますと、他方が減るといふような実態にございまして、業者間の不公正な宣伝及び取引の行為は厳に慎むように、こういうことで、これはかねがね私も教育委員会にも、学校側にも、あるいは業者の方面にも御注意を促しておるわけでございます。それ以外に、最近岐阜県の方で、実は教科書の展示会を組合がやるというふうな動きが出て参りましたので、これも困りますので、業者の不当な宣伝も行き過ぎであるし、また正規のルートでない、すなわち教科書センター以外の所で展示会等をやつても、これも困つたことではございまして、そういうことのないように注意を喚起したわけでございます。

○野本品吉君 局長から地方の教育委員会に出された通達を見ますと、「特定の意図の下に教科書を展示し、あるいは研究し、採算の資料を提供する等の計画がなされておるやに見受けられますが、このようないふ教科書採算における現行の秩序を著しくみだすものと懸念されます」と、十分御注意を願いたい。こういう動きが、まあ私はどこでどういふことをやられたかといふことを具体的に伺ひたい。要するに、問題は、採算の自由と公正、これが保たれないといふと現行の教科書制度の根柢がくずれてく

る、従つて、この点につきましては十分御注意をいたしたいといふことを希望として申し上げておるわけですね。今後ともかような事態に對しましては、このだれがやるというのを問はずに、要するに教科書の採算の自由と公正を確保して、そして今の教科書制度の秩序の混乱を起さないようにといふことの細心の御注意を希望するわけです。

次に、私は臨時措置法の問題について少しお伺いしたい。これは私が申し上げるまでもなしに、昭和二十三年にできた教科書の発行に関する法律で、二十三年。そこで、私が特にこの問題を考へますのは、この臨時措置法の第一条にいろいろ書いてある。「この法律は、現在の経済事情にかんがみ、教科書の需要供給の調整を、発行を迅速確実にし、適正な価格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめることを目的とする。」と。そこで、この教科書の発行、供給、教育目的達成の全体の上にかぶつておる冠は現在の経済事情にかんがみているわけなんです。そうすると、二十三年の経済情勢がどうであつたかといふことをわれわれが振り返つて見、そして今の日本の情勢がどうであるかといふことを考へるといふと、大よそこのくらい時代と食い違つておる、合わない法律といふのはほかにないような気がするので、どうですか、この点。

○政府委員(内藤三郎君) まことに御指摘の通りでございます。昭和二十三年と申しますと、終戦直後でございます。非常に物資が不足しておりました。物資が不足した中において、教科書だけは子供に全部行き渡らせよう、こういう趣旨でこの臨時措置法ができたわけでございます。確かに時代おくれでございますので、昭和三十一年に教科書法案なるものを提出いたしました。衆議院において御審議いただけなかった、こういう事情でございます。

○野本品吉君 そこで、まあ今の日本の経済情勢その他諸般の情勢から見ると、もうこの臨時措置法といふものはナンセンスに属する、私はまあそう思うのです。そこで、この臨時措置法、そういう時代離れのした臨時措置法といふものに根本的な検討を加えて、ここに新しく日本の教科書法というものを制定して、そして教科書の問題に對し、教科書の問題を安定させる基盤を作る、基本法を作る、そういうふうなことは当然文部省としては考へるべきではないかと思つたので、これはどうですか。あわせて大臣にも一つお考えを承りたい。

○国務大臣(松田竹千代君) 御指摘のように、まことにこの現行の法律は時代おくれである、従つてこれが改正は必要と考へられますが、今国会中にその用意ができるかどうかといふことについては、検討の上……、しかし、その必要性は十分認めておることであり、ますから、検討いたしたいと思つておる。

○野本品吉君 なお、この臨時措置法には、教科書の一番大事な教育目的がないのです。私は教科書の備えなければならぬ絶対条件は、先ほども申し上げましたように、記載事実の正確であるといふこと、中正であるといふこと、この正確と中正といふ大きな条件

まして今度翻訳するという問題が生じてくるわけでございます。

○野本品吉君 この点については、きょうおいでいただけると思いましたが、おいでいただけないと残念であります。まあそこで発行されている国際理解という雑誌ですね、あの雑誌の冒頭に外務省の局長さんの記事が、こういふ点について注意されておることを知りまして私も非常に喜んでおるわけなんです。それらの点について局長さんにも十分お伺いしたいと思っておたのですが、いずれあとの機会に譲りたいと思います。

そこで、その問題を別の角度から私はいはもう一つ取り上げたいのであります。それはユネスコの問題なんです。そこで今年の二月一日から二十六日までニュージランドで、ユネスコの主催でこの種の会合があった。それは、学校向け出版物の東西文化価値相互理解増進のための資料に関するセミナー、これがあつたわけなんです。それで文部省からは内海視学官がそこへ出席されておる。私はきょう内海さんも来られないで残念でありますからあとでお伺いしたいと思つたのですが、そのときの議論の要点と、それから各国の主張、考え方、そういうようなものがどういふものであつたかということをお伺いしたいと思つたのですが、これは内海局長は直接おいでにならないのですが、多少承知されておると思つたから、あなたがわかる範囲でお答え願つて、足りない点は後刻内海視学官から伺いたいと思つた。

○政府委員(内藤三郎君) 実は教科書の問題につきまして、おっしゃるやうに東西文化の交流ということが非常

に大事だし、国際理解を深めるということも大事でございます。先般ユネスコ主催で教科書セミナーが日本でも開かれまして、実は東京で赤坂のプリンス・ホテルを会場にいたし、ここでもいろいろと論議をされ、今お話のようにニュージランドでもセミナーがございました。私よりはむしろユネスコ総長がおいでになつていらつしやるので、ユネスコ総長からお聞きいただきたいと思つた。

○説明員(武藤義雄君) ニュージランドで、ユネスコの主催で行なわれましてセミナーの報告は、実はまだ私も内海視学官からお話を承つておりません。実は明日報告会を文部省内で催することになっております。詳細はそのとき承ることになっております。ただ全般の、ユネスコが教科書の改善につきましてどういふ関心を持ち、どういふことをしておるかということの全般的なお話ならできまして、ニュージランドのセミナーの点については、他日の機会に申し上げたいと思つた。

○野本品吉君 そこで、ユネスコの方にもう一つお伺いしたいのですが、これは昭和二十七年の四月の七日にアフガニスタン外三十一カ国で、教育的科学のおよび文化的資料の輸入に関する協定をしておる。それからもう一つは、二十八年の八月十二日にカンボジア外十一カ国で、教育的、科学のおよび文化的性質の視覚資料の国際的流通を容易にする協定、これを結んでおる。ところが、ユネスコの国内委員会が出されておりますユネスコ要覧を見ますと、そのどちらの協定にも日本は未加盟と、こう書いてある。今でも未加盟ですか。

○説明員(武藤義雄君) お説の通りに、日本はこれに加わつておりません。

○野本品吉君 加わらない理由は、どういふ点にありますか。

○説明員(武藤義雄君) この点は、この日本の関税の問題と関連がございます。その方面からいろいろと研究する余地があるということで、日本としてはまだこれに加盟に踏み切つておらない状態でございます。

○野本品吉君 関税の点というのは、どういふ点でございますか。

○説明員(武藤義雄君) 輸入税を免除する問題でございます。ただ、もう一つ実際に輸入いたしますこれらの資料につきましては、免税になつておる場合が多いのでございます。でございまして、日本としては、実際問題として、まずその大部分のものは無税で輸入できる。従つてこの協定に加入しなくても、加入したとほほ同様な結果が得られておるといふのが一つの論議でございます。加入しないために無税にならないものも多少ある場合がございます。

○野本品吉君 大へんいいことを聞いたのですが、要するに、そうすると、関税の問題が何とかはつきり解決すれば、こういう国際協定に加入をばむ理由はほかにないということですか。

○説明員(武藤義雄君) 大体そのやうに了解いたしております。

○野本品吉君 これは、大臣はお聞き通りでありますが、私はやっぱり教科書問題を通じて、正しい国際理解の運動をわれわれが起こし、進めるとすれば、そういう点についての隘路の打開、障害の排除につきましては、文部省としても一応お考えをいただく必要があるのではないかと思つたが、いかがでございますか。

○国務大臣(松田竹千代君) 今の問題につきましては、そうした日本のユネスコのこの教育問題の方面で、団体に入することをばむやうなことを排除していかなければならぬと考えております。

○野本品吉君 そこで、私は、やはり、とにかく教科書を通して誤つたことが伝えられるというところは、これは非常に残念なこと、そういう誤つた事実を伝えることによつて、ある国なり、国民なりを蔑視したり、あるいはこれに對して憎悪の感情を持つたり、反感を持つたりする。教科書によつて正しい国際理解が与えられるということ、ほんとうに世界の永遠の平和を促進し、確立する根本の問題だと思つた。そこで、やはりその点については、私が申し上げるまでもなしに、国際連合の教育科学文化機関憲章、これをさらに見直す必要があると思つた。それは、ここで特に私はこの点を強調したいと思つておる。わすらわしいやうであります。ここで簡単でありますから読んでみたいと思つた。

この憲章の当事国政府は、その国民に代つて次のとおり宣言する。戦争は、人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らなれないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因である。

政府の政治的及び経済的取極のみに基く平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よつて、平和は、失われなければならない。人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。

私は、このユネスコの大精神に照らして、教科書を通じての国際理解の問題をながめておるわけなんです。そういう点からして今まで遺憾な点があつた。文部省、外務省とユネスコの国内委員会の方に、私は一つの提案をいたしたいと思つた。それは、日本の政府、ユネスコの機関が十分この点につきまして御研究願ひまして、皆さんの力で全世界に向かつて一つの提案をしてほしい。それは、義務教育教科書の相互交換協定を提唱する。黙つておつても、外務省が交換を通じて資料を集めるといふやうなことをしなくとも、関係各国といふものは自発的にその国の教

科書を交換する。それから各国の主要都市の図書館に外国の教科書の一角を設ける。日本で言えば、東京あるところは仙台、福岡、大阪というところ、その図書館へ行けば外国の全部の教科書がある、それからその図書館を通じて、各国による相互研究調査に基づいてお互いに研究して、そうしてその相互の研究調査に基づいて誤謬の相互指摘を民主的に行なう。それから、その正誤措置に関して事後の情報を交換をする、こういうような構想をひっさげて日本の文部省、外務省、ユネスコの当局は、このユネスコの総会その他関連の機関に、この問題を提案することを強く切望するわけですが、それによって全世界の国民が、少なくとも教科書を通してよその国々を誤って認識したり、不当な間違の理解をするということとはなくなる、そういうことによつて平和の基盤が打ち立てられる、こういうふうに考えるんです。これは大臣いかがですか。

○国務大臣(松田竹千代君) ただいまのお話は、私はまことに時宜に過ぎた、しかも必要にして重要な御提案であると思ひます。そこで文部省といつたしましては、関係各省、ユネスコの団体等とよく協議をいたしまして、これが実現に対して一つさつそく検討を進めてみたいと思ひます。

○野本品吉君 外務省の方は……
○説明員(猪名川治郎君) ユネスコに提案されるという意味におきましては、実際問題としてはおそらくユネスコの総会の際に提案されるという工合に拝承いたしますが、ユネスコに提出いたします日本の議案につきましても、文部省と外務省の方におきま

て、従来とも協議をいたしました。提案するということになっておられます。この問題自体につきましても、外務省の方にあります。ユネスコ関係が国連局ということになっておられますが、この御趣旨はお伝えいたしておきます。

○野本品吉君 いずれまた私は、外務大臣にもこの点につきましても意見を述べて御一考をわすらわすつもりでおりますが、お伝えいたしたいと思ひます。

ユネスコの方がいかがですか。
○説明員(武藤義雄君) とくと研究いたしてみたいと思ひます。

○野本品吉君 いろいろありますが、要するに私が今まで申しましたことは、平和の基礎を確立する上において、教科書を通しての正しい相互の国際理解ということが、非常に重大な問題であるということと申し上げたわけですが、その他教科書の問題につきましてもいろいろとありますが、もう時間も参りましたから、後の機会に譲りたいと思ひます。

なお、この際、私は明日報告会があるつもりでありますから、この間ニュージランドで行なわれましたユネスコの総会における議題、それからして各国の主張、おもな論点、日本がこれに対してどういう主張をしてきたか、それらのことにつきましても委員会におきましてまた御説明を求められる機会を与えていたしたいと思います。

○委員(清澤俊英君) よろしいですか。ほかにありませんか。
他に御質疑もなければ、本件に関する質疑は後日に譲り、暫時休憩し、午後は一時に再開し、これにて休憩いたします。

午前十一時五十分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕
三月十一日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、靖国神社の国家護持に関する請願(第六七二号)(第六七二号)(第七〇一号)(第七〇二号)(第七〇六号)(第七五〇号)(第七五四号)(第七五五号)(第七六六号)
- 一、年寄りの日を国民の祝日とするの請願(第六八三号)(第七一七号)
- 一、建国記念日制定に関する請願(第七〇五号)(第七一六号)(第七四九号)(第七五六号)(第七六七号)(第七七八号)(第七八四号)
- 一、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願(第七一三三号)
- 一、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願(第七一八号)(第七八五号)
- 一、豪雪地帯の小、中学校校舎の除雪費国庫負担に関する請願(第七五三三号)

第六七一号 昭和三十五年二月二十日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 山口県厚狭郡榑町議会
議長 松岡浅一
紹介議員 徳永 正利君
昭和二十年十二月十五日に連合国総司令部から発せられた政教分離に関する指令により現在の靖国神社は宗教法人になつたが、もともと靖国神社は祖国の平和を守るため尊い生命をささげた人々に対する国民の感謝の至情が具現されている場所であり、その祭りの本質は宗教的な儀式でなく全国民の感謝の気持ちを表現する国民的行事でありしたがつてこの靖国神社をたんなる一宗教法人として扱うことは国民感情と一致しないから、靖国神社を国家によつて長く厳密に維持、管理するより適切な措置を講ぜられたらとの請願。
第六七二号 昭和三十五年二月二十日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 福島県伊達郡桑折町伊達郡遺族連合会内 石幡吉之助外六千六百十三名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第七〇二号 昭和三十五年二月二十日受理
靖国神社の国家護持に関する請願(三通)
請願者 愛知県蒲郡市豊岡町上長根一ノ一 長瀬金治
外三千二百二十九名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第七〇六号 昭和三十五年二月二十日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 福島県原町市南新田字南東原二 長谷川三郎
外千二百二十三名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第七五〇号 昭和三十五年三月一日受理
靖国神社の国家護持に関する請願(四通)
請願者 福島市上浜町三一 築瀨真琴外一万三千七百十名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第七五四号 昭和三十五年三月一日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 香川県坂出市坂出町一、七、一六 清水能澄
外千三百七十三名

紹介議員 津島 壽一君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第七五五号 昭和三十五年三月一日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（三
通）
請願者 三重県一志郡美杉村川
上 田川伊右エ門外三
千三百四名
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じ
である。

第七六六号 昭和三十五年三月二日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 福島県安達郡岩代町大
字西新殿字小林一三
安斎保美外二千三百四
十九名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じ
である。

第六八三号 昭和三十五年二月二十
六日受理
年寄りの日を国民の祝日とするの請願
（六十四通）
請願者 大阪府南区南桃谷町一
五 八幡浅次郎外六十
三名
紹介議員 一松 定吉君
戦後やもすると老人軽視の風潮が生
じてきていることにかんがみ、老人を
敬愛し、その福祉思想のこころ揚と徹底
を期するために、「子供の日」「成人
の日」と並んで国民の任意的な祝日と
して「年寄りの日」が定められ、例年九

月十五日をもつて全国いつせいに敬老
行事が実施されてきた。このように国民
感情の反映は「年寄りの日」を国民
の祝日としたいという強い要望となつ
てもりあがつてきたのであるが、これ
は、ひとえにとおり一べんの敬老思想
の普及によるばかりでなく、老人の基
本的人権を確立し、その社会的役割を
考慮し、新しい敬老倫理の確立と老人
福祉施策の充実強化を希求する声が高
まつてきたからであるから、あたかも
本年は「年寄りの日」の行事がはじめ
られてから十周年にも当るため、九月
十五日を国民の祝日として設定せられ
たいとの請願。

第七一七号 昭和三十五年二月二十
九日受理
年寄りの日を国民の祝日とするの請願
（百四十通）
請願者 大阪府阿倍野区阪南町
西二ノ四八 大塚勝治
外百三十九名
紹介議員 大川 光三君
この請願の趣旨は、第六八三号と同じ
である。

第七〇五号 昭和三十五年二月二十
七日受理
建国記念日制定に関する請願（二通）
請願者 鹿児島県川内市宮内町
新田神社内 税所篤麿
外一名
紹介議員 追水 久常君
紀元節が国民の感情を無視して廃止さ
れてから既に十余年を経過したが、人
心の安定とともに建国記念の日制定を
希望する声が高まつてきた。これは祖
國の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前
途を思ふ時当然起つてくる国民の反

省である。この国民的世論に思いをい
たされび建国記念日制定に関する法
案を今国会に提出せられたいとの請
願。

第七一六号 昭和三十五年二月二十
九日受理
建国記念日制定に関する請願（二通）
請願者 岐阜市緑町一三 岩田
富士雄外千六百三十一
名
紹介議員 古池 信三君
紀元節が国民の感情を無視して廃止さ
れてから既に十余年を経過したが、人
心の安定とともに建国記念の日制定を
希望する声が高まつてきた。これは祖
國の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前
途を思ふ時当然起つてくる国民の反

第七四九号 昭和三十五年三月一日
受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 神戸市灘区上野通り五
ノ四四 植竹宗平外三
百九十二名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第七〇五号と同じ
である。

第七五六号 昭和三十五年三月一日
受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 岐阜県安八郡墨俣町西
殿町 松山二郎外千百
十名
紹介議員 古池 信三君

第七八二号 昭和三十五年三月三日
受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 山形市宮町一、七四三
ノ三 大川武雄外二百
二十名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第七〇五号と同じ
である。

第七八四号 昭和三十五年三月三日
受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 石川県羽咋郡高浜町字
大念寺 米田静子外七
百六十二名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第七〇五号と同じ
である。

第七一三号 昭和三十五年二月二十
九日受理
高等学校の授業における生徒の編成及
びその教職員配置基準の法制化に関
する請願
請願者 愛知県春日井市勝川町
五ノ二、一九一 都築
彦造

この請願の趣旨は、第七一六号と同じ
である。

第七六七号 昭和三十五年三月二日
受理
建国記念日制定に関する請願（二通）
請願者 秋田市保戸野表諏訪町
一五 奈良晋蔵外八十
二名
紹介議員 大谷 養雄君
この請願の趣旨は、第七〇五号と同じ
である。

第七八二号 昭和三十五年三月三日
受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 山形市宮町一、七四三
ノ三 大川武雄外二百
二十名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第七〇五号と同じ
である。

第七八四号 昭和三十五年三月三日
受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 石川県羽咋郡高浜町字
大念寺 米田静子外七
百六十二名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第七〇五号と同じ
である。

第七一三号 昭和三十五年二月二十
九日受理
高等学校の授業における生徒の編成及
びその教職員配置基準の法制化に関
する請願
請願者 愛知県春日井市勝川町
五ノ二、一九一 都築
彦造

昭和三十三年十月公表された「府県に
おける行政水準の実態調査報告書」に
よると、高等教育がその施設におい
ても教育内容においても義務教育のレ
ベルに比し見おとりのすることを指摘
し、高校の施設、運営、校費等の全面
的強化を要望しているが、文部省のす
しづめ解消五箇年計画における危険校
舎改築費はきわめて不満足なものであ
り、すしづめ学級、教職員定員の不足
はますます高校教育の質的内容を低下
し、またその教育費は極度に圧迫され
現状のままでは青少年の健全な成長を
期することはできないから、高等学校
の授業における生徒の編成及びその教
職員の配置の基準に関する法制化をす
みやかに講ぜられたいとの請願。

第七一八号 昭和三十五年二月二十
九日受理
女子教育職員の産前産後の休暇中にお
ける学校教育の正常な実施の確保に関
する法律の一部改正に関する請願
請願者 愛知県豊橋市賀茂町城
前三一 白井智子外千
三百六名
紹介議員 杉浦 武雄君
昭和三十年に「女子教育職員の産前産
後の休暇中における学校教育の正常な
実施の確保に関する法律」が成立して
から補助教員の配置は全国的に漸次増
加しているが、地方財政の窮乏のため、
この法律の趣旨は、まだに徹底を欠い
ており教育上多大の支障をきたしてい
る現状であるから、今次国会においてこ
の法律の第四条のうち「その休暇の期
間の範囲内において学校教育の正常な
実施が困難となると認められる期間を任用

の期間として、「とあるのを「その休暇の期間を任用の期間として、」に改正せられた」との請願。

第七八五号 昭和三十五年三月三日

受理

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛知県宝飯郡音羽町赤坂字関川九八 近藤清吉外千二百十二名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七五三号 昭和三十五年三月一日

受理

豪雪地帯の小、中学校校舎の除雪費用庫負担に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町長 岩野良平外三名

紹介議員 佐藤 芳男君 小柳 牧衛君

豪雪地帯における諸官庁、個人住宅の除雪をはじめほとんど毎日道路の除雪、道踏み、児童の送り迎え等に要する労務費と経費はじん大なもので無雪地方にくらべ全然余分な徒勞であり、じよう費であるが、この徒勞、じよう費がなければ交通はと絶し、家は倒壊し、児童は健康を害して通学どころではない。昨今諸負担がいよいよ増大し、各戸の雪害もじん大であるため、この上学校校舎の除雪費までも負担しきれないから、豪雪地帯における義務教育小、中学校校舎の除雪費はこれを国庫負担とせられた」との請願。

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

第二条中「(以下「学校医」といふ。)」を、「学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」といふ。)」に改める。

第三条中「学校医」を「学校医等」に改める。

第四条第一項中「学校医」を「学校医等」に改め、同条第二項中「及び医師」の下に、「歯科医師又は薬剤師」を加え、「職務上医師として医療」を「職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務」に改める。

第五条から第七条まで、第十一条第一項及び第十五条中「学校医」を「学校医等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において

て政令で定める日から施行する。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号の二中「公立学校の学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加え、「非常勤の学校医」を「非常勤の学校医等」に改める。

別表第二第二号(二十八)の二中「公立学校の学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加え、「非常勤の学校医」を「非常勤の学校医等」に改める。

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 義務教育諸学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に要する経費

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第六号及び第六百七十二号第六号中「学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

(厚生年金保険法の一部改正)

5 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条、第五十六条第三号及び第六十四条中「学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。